

覚(旅籠・草鞋代金など受取) 湯本五郎治→上	(明治3年)10月10日	切紙・1通	A051-2-74
(草間村ほか4ヶ村分酒量書上、雪降にて工事難渋につき遺分)	(明治3年)	切紙・1通	A051-2-75
覚(酒代金引替証、土方久右衛門分) 藩県出役土木司會計方→	(明治3年)閏10月24日	切紙・1通	A051-2-76
おほへ(桶代金受取) 中野高田屋藤五郎→上	(明治3年)7月28日	切紙・1通	A051-2-77
覚(小池様行御用状預り、直様届くべき旨) 中野村□□→今井村御詰中	(明治3年)7月28日	切紙・1通	A051-2-78
(茶・茶器など代金書上)	(明治3年)	切紙・1通	A051-2-79
覚(代金差引勘定) 高村友之助→上今井掘割御惣代衆中様、□□村御役元様 上部欠損	(明治3年)□月29日	切紙・1通	A051-2-80
覚(酒代金引替証、押切村常右衛門分) 藩県出役土木司會計方→	(明治3年)閏10月24日	切紙・1通	A051-2-81
覚(釘代金書上) □のぐや□□店→上	(明治3年)午7月28日	切紙・1通	A051-2-82
覚(切手引替に人足へ酒遣わすべき旨) 北嶋隣之瀧沢□造→會計方	(明治3年)閏10月23日	切紙・1通	A051-2-83
覚(半紙・弁当・蠟燭代金など書上)	(明治3年)	折紙・1通	A051-2-84
覚(土佐紙代金受取) 高野屋民右衛門→上様	(明治3年)11月4日	切紙・1通	A051-2-85
覚(蠟代金受取) 柳田屋忠兵衛(善光寺大門町)→上	(明治3年)閏10月4日	切紙・1通	A051-2-86
覚(□代金受取) つたや□□(善光寺大門町)→上	(明治3年)閏10月4日	切紙・1通	A051-2-87
覚(材木金受取) 上条村三代吉、羽場村立会人五郎左衛門→栗林村二有會計様	(明治3年)閏10月24日	切紙・1通	A051-2-19
覚(岩代金受取) 福嶋新田村金十郎→御役人中様	(明治3年)閏10月29日	切紙・1通	A051-2-22

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
--------	----	-------	------

村役人

領主関係

乍恐以書付奉申上候(褒美銀下付のための庄左衛門年 齡尋につき) 高井郡東江部村百姓代庄左衛門、名主文 六、組頭彦五郎、同断伊兵衛→竹内平右衛門様御役所 写、下書	寛政11年未11月	1通	A012
-------------------------------------------------------------------------------------------	-----------	----	------

年貢諸役

乍恐以書付御答奉申上候(私共出穀により小前御免願 に対する銘々高相応貯穀指示につき返答) 信州高井 郡東江部村貯人庄左衛門、同断名主吉太郎→河尻甚五郎様 御役所 写、下書、此書付一同御願下ヶ仕候	寛政4年子10月	1通	A013-1
乍恐以書付奉申上候(小前貯穀御免願却下につき私共 出穀も願下) 信州高井郡東江部村願人庄左衛門、同断名 主吉太郎、与頭、百姓代→河尻甚五郎様御役所 写、下 書、願下ヶ	寛政4年子11月	1通	A013-2

相論

内済規定之事(新保村名主交代をめぐる相論) 高井郡 新保村弥左衛門親類惣代訴訟人五郎左衛門、ほか3名、相 手庄兵衛、ほか3名、ほか小前惣代・村役人9名→扱人 山田庄左衛門、西江部村市左衛門の奥書あり	文久元酉年3月	縦継紙・1通	A205-1
乍恐以書付奉申上候(名主交代相論内済の届) 高井郡 新保村名主孫兵衛、組頭安左衛門、百姓代勘兵衛→鈴木源 内様中野御役所	文久元酉年3月	縦継紙・1通	A205-2
覚(宿泊など諸代金受取) とみたや→御扱様兩人様	3月25日	切継紙・1通	A205-3
覚(酒肴代受取) とみた屋→御客様御兩人様	3月25日	切継紙・1通	A205-4
乍恐以書付御吟味下ヶ奉願上候(新保村百姓どうしの 為疵負一件) 当御代官所信州高井郡新保村雄右衛門倅彦 吉代兼百姓雄右衛門、ほか親類・村役人など7名、立入人 間山村名主九之丞、同東江部村名主山田庄左衛門、郷宿仁 兵衛→増田安兵衛様中野御役所	文久3亥年2月	縦継紙・2通	A224
差出申一札之事(酒狂の上疵為負の詫び) 新保村弥之 助、親類弥左衛門、組合政吉→当村雄右衛門殿 下書	文久3寅年2月	縦継紙・1通	A227-1
乍恐以書付御吟味御下奉願上候(弥之助酒狂一件吟味 下願) 下書	文久3寅年2月	縦継紙・2通(3枚)	A227-2
御尋ニ付乍恐以書附奉申上候(新保村百姓名主疵付一 件につき風聞承り及ばざる旨) 篠井村名主元右衛門、 西江部村組頭五右衛門、東江部村名主山田庄左衛門→御出 役松山辰三郎	文久3亥年2月12日	縦紙・1通	A147

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
近代の役職			
大区副区長			
(大礼服に付、布令のこと) 滋賀縣令松田道之→大礼服の図あり。	明治5年壬申11月25日	竖半・1冊	1153
(火之元の儀に付区戸長以下組合等能々留意取締方のこと達) 長野縣參事梢崎寛直→触元区長副 印刷物	明治7年4月	折紙・1通	1287
(封筒) 縣廳詰副区長→長野縣北第十九大区区长副御中 1288-1～3は封筒一括	(明治)11年7月17日	封筒・1通	1288-0
記(学校資金出途方約定に付御届書類雛形) 区長、学区取締→長野縣権令梢崎寛直		朱罫紙・1綴(2枚)	1288-1
(書状、学校資金出途方約定の儀御問合有之に付) 縣廳詰副区長(印)→北第十九大区副区長山田庄左衛門殿	(明治)11年7月17日	横切繼紙・1通	1288-2
記(学校資金の内身元出金及び地下目途戸数などの金額に付雛形)	明治11年7月	朱罫紙・1通	1288-3
委任状 右大区選挙人 小林九之丞(印)→北第19大区4小区江部村住 総代人 山田庄左衛門、右大区7小区平穂村住 補闕 市川和平	明治11年10月20日	小切紙・1通	1261-1
委任状 選挙人右大区4小区江部村 山田庄左衛門(印)→北第19大区3小区間山村住平民 総代人 小林九之丞、同大区7小区平穂村 補欠 市川和平	明治11年10月20日	小切紙・1通	1261-2
委任状 右大区選挙人 青木聘右衛門 市川和平代印(印)→北第19大区4小区江部村住民 総代人 山田庄左衛門、同3小区間山村住平民 補闕 小林九之丞	明治11年10月20日	小切紙・1通	1261-3
委任状 右大区選挙人 市川和平(印)→北第19大区3小区間山村住平民 総代人 小林九之丞、同4小区江部村住平民 補闕 山田庄左衛門	明治11年10月20日	小切紙・1通	1261-4
委任状 右大区選挙人 湯本限城(印)→北第19大区4小区江部村住平民 総代人 山田庄左衛門、同3小区間山村住平民 補闕 小林九之丞	明治11年10月20日	小切紙・1通	1261-5
委任状 右大区選挙人 小島龍次郎(印)→北第19大区4小区江部村平民 総代人 山田庄左衛門、3小区間山村平民 補闕 小林九之丞	明治11年10月20日	小切紙・1通	1261-6
委任状 右大区選挙人 押鐘伊介(印)→北第19大区4小区江部村住平民 総代人 山田庄左衛門、同3小区間山村住平民 補闕 小林九之丞	明治11年10月20日	小切紙・1通	1261-7
委任状 右大区選挙人 町田常四郎(印)→北第19大区4小区江部村住平民 総代人 山田庄左衛門、同大区3小区間山村住平民 補闕 小林九之丞	明治11年10月20日	小切紙・1通	1261-8
委任状 右大区選挙人 山田文六(印)→北第19大区4小区江部村 総代人 山田庄左衛門、3小区間山 補闕 小林九之丞	明治11年10月20日	小切紙・1通	1261-9
委任状 右大区選挙人 山崎庄助(印)→北第19大区4小区江部村住平民 総代人 山田庄左衛門、同3小区間山村住平民 補闕 小林九之丞	明治11年10月20日	小切紙・1通	1261-10
委任状 右大区選挙人 西原良八(印)→北第19大区4小区江部村住平民 総代人 山田庄左衛門、同大区3小区間山村	明治11年10月20日	小切紙・1通	1261-11

近代の役職／大区副区長

住平民 補闕 小林九之丞			
委任状 右大区選挙人 □□津忠右衛門(印)→北第19大区4小區江部村住平民 総代人 山田庄左衛門、同大区3小區間山村住平民 補闕 小林九之丞	明治11年10月20日	小切紙・1通	1261-12
委任状 右大区選挙人 小林定三郎(印)→北第19大区4小區江部村住 総代人 山田庄左衛門、同3小區間山村住平民 補闕 小林九之丞	明治11年10月20日	小切紙・1通	1261-13
委任状 同大区選挙人 久保内居兵衛(印)→北第19大区4小區山内庄右衛門、3小區 補欠 小林九之丞	明治11年10月20日	小切紙・1通	1262
(封筒) 縣廳詰副区長→北第十九大区副区長山田庄左衛門殿 1291-3は封筒一括、封筒上書「動産監査委任状草案緘中」		封筒・1通	1291-0
(書状、動産勘査委任状草案書に付) 縣廳詰副区長(印) →北第十九大区副区長御中 「長野縣区長詰所」の野紙	2月7日	朱罫紙・1通	1291-1
動産勘査委員委任状(動産勘査委員長へ御委任の儀に付雛形) 「長野縣区長詰所」の野紙	明治11年	朱罫紙・1通	1291-2
動産勘査委員選定委任状(動産勘査委員選定方の儀御委任に付雛形) 「長野縣区長詰所」の野紙	明治11年	朱罫紙・1通	1291-3
(県議會堂、道路開鑿費に関する審査及報告) 審査委員 第28番議員 鎌原仲次郎、第26番議員 山本清明、第6番議員 森本省一郎、第25番議員 小島相陽、第1番議員 北原地球治、第24番議員 小林當智、第14番議員 降幡倉藏→議長 島津忠貞殿 別紙と1綴り	明治22年11月14日	半・1綴	1234
家屋建築御届 下高井郡七瀬村五拾六番地地主長針太郎兵衛、伍長竹内作左衛門→下高井郡中野町外五ヶ村戸長近山勝右衛門殿	明治20年3月	1 枚	A268
北第拾九大区略図 →区長山田庄左衛門	(明治期)	舗・1枚	1095
(包紙) 小林丈右衛門→中子屋十郎佐様	2月6日	堅切紙・1通	1152
ノート(百ヶ案の写、他) 1252のノートと同じ紙		A5(変形)・1冊	1255-1
(別紙之通被達候に付) 朱罫紙使用	3月11日	堅紙・1枚	1255-2
北第拾九大区略図 →区長山田庄左衛門		舗・1枚	1117
(所持税委員会御開設につき御届) →下高井郡所持税調査委員 「長野縣下高井郡役所」の朱罫紙使用		堅紙・仮1冊	1243
長野縣北第十五大区々會議場舗設之縮図		堅紙・1枚	1253
ノート(郡区町村改正下問の写、他) 山田→		A5(変形)・1冊	1252
メモ(第一条 再議) 1252のノートと同じ紙		A5(変形)・2枚	1254

貴族院議員

(封筒) 貴族院庶務課→日本橋区濱町三丁目一番地貴族院議員山田庄左衛門殿 朱書で「万一御在縣ニ有之候へハ御廻送有之度候」とあり。		封筒・1通	1163-0
(書状、簿冊整理に付) 貴族院庶務課→貴族院議員山田庄左衛門殿	明治25年10月14日	堅切紙・1通	1163-1

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
書籍			
太政官日誌 明治辛未第二十二號 4月17日～22日	明治4年	半・1冊	1217-1
太政官日誌 明治辛未第二十三號 4月23日	明治4年	半・1冊	1217-2
佛國政典 一 大井憲太郎 訳	明治6年10月	半・1冊	1218-1
佛國政典 二 大井憲太郎 訳	明治6年	半・1冊	1218-2
佛國政典 三 大井憲太郎 訳	明治6年	半・1冊	1218-3
佛國政典 四 大井憲太郎 訳	明治6年	半・1冊	1218-4
佛國政典 五 大井憲太郎 訳	明治6年	半・1冊	1218-5
佛國政典 六 大井憲太郎 訳	明治6年	半・1冊	1218-6
佛國政典 七 大井憲太郎 訳	明治6年	半・1冊	1218-7
佛國政典 八 大井憲太郎 訳	明治6年	半・1冊	1218-8
佛國政典 九 大井憲太郎 訳	明治6年	半・1冊	1218-9
佛國政典 十 大井憲太郎 訳	明治6年	半・1冊	1218-10
佛國政典 十一 大井憲太郎 訳	明治6年	半・1冊	1218-11
(官省などの布達留) 1305-1～3括り紐一括、表紙に「甲戌四月二十日入 区長分」とある、付け札に「明治七年三月～七月長野県布達二冊 明治九年 九月～十二月同一冊」(調査時のものか)	明治7年甲戌3月～5月	半・1冊	1305-1
(官省などの布達留) 表紙に「甲戌六月二十日入 区長分」	明治7年甲戌5月～7月		1305-2
東京新繁昌記三編 服部誠一 著	明治7年8月	半・1冊	1217-4
英國議事實見録 上 安川繁成 編輯	(明治8年)	半・1冊	1216-1
英國議事實見録 中 安川繁成 編輯	(明治8年)	半・1冊	1216-2
英國議事實見録 下 安川繁成 編輯	(明治8年)	半・1冊	1216-3
官省指令分類彙纂 第4號 編集人 清水貞四郎	明治9年5月10日	半・1冊	1204
(「官省指令分類彙報 第四号」ほか書上) メモ書き		小切紙・1枚	1208
官省指令分類彙纂 第5號 編集人 清水貞四郎	明治9年5月10日	半・1冊	1209
明治文抄 三 高橋易直 編輯	明治10年8月8日	半・1冊	1211-3
虎一列 刺病豫防心得 上 長野縣 衛生掛	明治10年10月	半・1冊	1206
内國勸業博覽會場案内 内國勸業博覽會事務局刊行	明治10年	半・1冊	1210
明治文抄 一 高橋易直 編輯	(明治10年)	半・1冊	1211-1
明治文抄 二 高橋易直 編輯	(明治10年)	半・1冊	1211-2
民間の喩 演説集誌 第一 青木輔清 編輯	明治11年4月20日	半・1冊	1215
民間の喩 演説集誌 第二 青木輔清 編輯	明治11年4月26日	半・1冊	1214
民間小學 演説集誌 四 青木輔清 編輯	明治11年6月20日	半・1冊	1205
民間の喩 演説集誌 第三 青木輔清 編輯	明治11年6月20日	半・1冊	1213
(封筒) 東京龍雲堂(印) 「鹿門岡千仞勿著 尊攘紀事」		封筒	1251

近代の役職／書籍

とあり			
今古實録 眞書太平記 第3號第1～36卷 榮泉社印行	(明治15年頃)	包紙・36枚	1251-1
今古實録 伊達郡秘録 第4號上・中・下卷 榮泉社印行	(明治15年頃)	包紙・3枚	1251-2
今古實録 赤穂精義参考内侍所 卷1～5 榮泉社印行	(明治15年頃)	包紙・5枚	1251-3
上告趣意書并判決	明治17年7月9日	半・1冊	1207
所得税法施行細則註釈 すべて印刷物。		2点	9999A14-8-0
所得税法施行細則註釋 蟻川堅治著 大蔵省令第三号の事が書かれた野紙がはさまっている。表紙右下に「山田」の朱印が押されている。東京同盟書館發行。定價金五錢。奥付は「明治二十年五月九日出版御届 同年同月出版 著者 東京府士族 蟻川堅治淺草區元吉町十四番地 出板人 東京府平民 小林喜右衛門 日本橋區新大坂町十番地 特別販賣所 榊原友吉 全區若松町廿一番地 同 杉本七百丸 全區大傳馬町二町目廿四番地」とある。	明治20年5月出版	1冊	9999A14-8-1
所得税納人心得方備考 表紙右下に「□原」の朱印が押されている。		1冊	9999A14-8-2
(天然痘ほか点見書上) 復元居雷山散人		横長半・1冊	1212
(まとまりのある書籍類)			
(明治壬申布告全書1303-1～12括り紐一括、表紙に朱印「山田」表紙貼紙「明治五年布告全書十一冊 但巻九、土ノ上欠 明治六年巻四 一冊」)	(明治5年壬申正月)		1303-0
明治壬申布告全書一	(明治5年壬申正月)	半・1冊	1303-1
明治壬申布告全書二 表紙に朱印「山田」	(明治5年壬申2月)	半・1冊	1303-2
明治壬申布告全書三 表紙に朱印「山田」	(明治5年壬申3月)	半・1冊	1303-3
明治壬申布告全書四 表紙に朱印「山田」	(明治6年壬申4月)	半・1冊	1303-4
明治壬申布告全書五 表紙に朱印「山田」	(明治7年壬申5月)	半・1冊	1303-5
明治壬申布告全書六 表紙に朱印「山田」	(明治8年壬申6月)	半・1冊	1303-6
明治壬申布告全書七 表紙に朱印「山田」	(明治9年壬申7月)	半・1冊	1303-7
明治壬申布告全書八 表紙に朱印「山田」	(明治10年壬申8月)	半・1冊	1303-8
明治壬申布告全書十 表紙に朱印「山田」	(明治11年壬申10月)	半・1冊	1303-9
明治壬申布告全書十一ノ中 表紙に朱印「山田」	(明治12年壬申11月)	半・1冊	1303-10
明治壬申布告全書十一ノ下 表紙に朱印「山田」	(明治13年壬申11月)	半・1冊	1303-11
明治六年布告全書四 表紙に朱印「山田」	(明治6年4月)	半・1冊	1303-12
(太政官日誌・達など 909-5-1～909-5-5一つに綴られている) 2綴(合計11点(綴られているものも分けた点数))			9999A09-5-0
明治辛未第十八號太政官日誌 印刷物。表紙右上に朱印が押されている。下に「山田」の朱印が押されている。奥付には「官版 不許讎刻 御用御書物所 芝神明前 和泉屋市兵衛 日本橋南壹町目 須原屋茂兵衛」とある。定價四匁五分。		1冊	9999A09-5-1
(戸籍に関する達) 印刷物。最初のページ右に「癸酉十一月八日到着」とあり。右上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用板 御書物所 岩下伴五郎」とある。		1冊	9999A09-5-2

(徴兵令に関する達) 長野縣參事榑崎寛直 印刷物。奥付には「長野縣御用板 御書物師 岩下伴五郎」とある。	明治6年10月	1枚	9999A09-5-3
(明治七年一月御達) 印刷物。最初のページ右に「明治七年一月御達」と朱書きあり。右下に「山田」の朱印が押されている。		1冊	9999A09-5-4
(戸籍に関する冊子) 印刷物。1枚目に付箋が貼られている。		1冊	9999A09-5-5
訴答文例 太政大臣三條實美 印刷物。表紙左上に朱印が押されている。左下に「山田」の朱印が押されている。奥付には「長野縣御用板 御書物師 岩下伴五郎」とある。909-5-6～909-5-11一つに綴られている。	明治6年7月17日	1冊	9999A09-5-6
訴答文例附録 印刷物。表紙左上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用板 御書物師 岩下伴五郎」とある。		1冊	9999A09-5-7
(訴訟に関する申付) 長野縣參事榑崎寛直 印刷物。奥付には「長野縣御用板 御書物師 岩下伴五郎」とある。	明治6年9月	1枚	9999A09-5-8
第三百六十二號布告(出訴期限規則) 右大臣若倉具視 印刷物。最初のページ右上に朱印が押されている。	明治6年11月5日	1冊	9999A09-5-9
(第七十五號布告、第貳拾四號達、第二十六號布達、第二十七號達) 印刷物。第75号布告は明治7年7月14日太政大臣三條實美によって、第24号達は明治7年9月2日司法卿大木喬任によって各裁判所・各縣へ、第26号布達は明治7年9月22日司法卿大木喬任によって、第27号達は明治7年9月22日に司法卿大木喬任によって各裁判所・各府縣へ出されたもの。1枚目に「七年甲戌八月十八日拜見」とある。	明治7年	1冊	9999A09-5-10
和歌山縣伺		1冊	9999A09-5-11
(明治6年書籍類明治6年) すべて印刷物。1冊(9つを製本しているもの)+5冊(合計24点(製本されているものも分けた点数))			9999A07-7-0
學制一覽 長□編輯 内表紙右下に「山田」の朱印が押されている。15ページ目に「長氏藏版」とあり、朱印も押されている。奥付には「官版 御用御書物所 東京横山町一丁目 出雲寺萬治郎」とある。		1冊	9999A07-7-1
第二回半季實際考課状 松代第六十三國立銀行		1冊	9999A07-7-2
横濱正金銀行定款 奥付に「右ハ横濱正金銀行定款ノ正寫ニシテ其本紙ハ正ニ之ヲ當省ニ受取り其事ヲ承認シタル證據トシテ余ハ茲ニ記名調印シ併セテ當省ノ印章ヲ鈴シ以テ其銀行ヘ下付スルモノ也 明治十三年二月廿三日 大藏卿大隈重信印 大藏省印」となっている。		1冊	9999A07-7-3
講商會盟約書 表紙右下に「講商會印」の朱印が押されている。裏表紙左下に「忝木董宣君」と墨書があり。		1冊	9999A07-7-4
工學寮入學式並學課略則(第六號布達) 工部大輔山尾庸三 表紙右上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用板 書林 長野東横町 松木喜右衛門」とある。907-7-5～907-7-23一冊に製本されている。製本された表紙に朱印が押されている。	明治6年7月	(1冊)	9999A07-7-5
第二百六十四號布告(金札引換公債證書發行條例改定ニ付) 太政大臣三條實美 最初のページ右上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用板 書林 長野東横町 松木喜右衛門」とある。	明治6年7月22日	(1冊)	9999A07-7-6
(第二百七十六號・二百七十八號・二百八十二號・二百八十三號・二百八十四號・二百八十八號布告) 太政大臣三條實美 第276号布告は明治6年7月30日、第278号		(1冊)	9999A07-7-7

近代の役職／書籍

<p>布告は明治6年8月2日、第282・283・284号布告は明治6年8月3日、第288号布告は明治6年8月8日にそれぞれ出されている。最初のページに朱印が押されている。奥付には「長野縣御用版 書林 長野東横町 松木喜右衛門」とある。</p>			
<p>(旧來兵家者流傳來之書籍圖書差し出すべき旨達) 長野縣參事榑崎寛直 奥付には「長野縣御用版 御書物所 岩下伴五郎」とある。</p>	明治6年8月	(1枚)	9999A07-7-8
<p>(第二百七十三號布告、百拾六號布達、人相書) 第273号布告は明治6年7月28日太政大臣三條實美によって、第116号布達は明治6年7月30日大藏省事務總裁參議大隈重信によって、人相書は明治6年8月長野縣參事榑崎寛直によってそれぞれ出されたもの。最初のページ右上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用版 書林 長野東横町 松木喜右衛門」とある。</p>	明治6年	(1冊)	9999A07-7-9
<p>(第百十五號・百十六號布達、人相書) 第115・116号布達は明治6年7月福岡孝弟によって、人相書は明治6年8月に長野縣權參事榑崎寛直によってそれぞれ出されている。最初のページに朱印が押されている。奥付には「長野縣御用版 書林 長野東横町 松木喜右衛門」とある。</p>	明治6年	(1冊)	9999A07-7-10
<p>増募生徒徒驗手續 工部大輔山尾庸三 表紙右上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用版 書林 長野東横町 松木喜右衛門」とある。</p>	明治6年7月31日	(1冊)	9999A07-7-11
<p>(第四號布告、第五號布達) 工部大輔山尾庸三 第4号布告は明治6年7月に、第5号布達は明治6年8月2日にそれぞれ出されている。</p>	明治6年	(1冊)	9999A07-7-12
<p>(第百二十號・第百三拾號布達) 司法大輔福岡孝弟 第120号布達は明治6年7月24日、130号布達は明治6年8月12日にそれぞれ出されたもの。最初のページ右上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用版 書林 信州長野東横町 松木喜右衛門」とある。</p>	明治6年	(1枚)	9999A07-7-13
<p>(第百十七號・百十八號・百拾九號・百二十一號・百二十二號・百二十三號・百二十五號・百二十六號布達、人相書) 第117号布達は明治6年7月司法大輔福岡孝弟によって、第118号布達は明治6年7月22日司法大輔福岡孝弟によって、第119号布達は明治6年7月24日司法大輔福岡孝弟によって、第121号布達は明治6年7月27日司法大輔福岡孝弟によって、第122・123号布達は明治6年8月2日司法大輔福岡孝弟によって、第125・126号布達は明治6年8月司法大輔福岡孝弟によって、人相書は明治6年8月長野縣參事榑崎寛直によってそれぞれ出されたもの。奥付には「長野縣御用版 書林 長野東横町 松木喜右衛門」とある。</p>	明治6年	(1冊)	9999A07-7-14
<p>(第三百八號・第三百九號・第三百十號布告、第百十五號布達、人相書) 第308号布告は明治6年8月29日太政大臣三條實美によって、第309号布告は明治6年8月30日太政大臣三條實美によって、第310号布告は明治6年8月31日太政大臣三條實美によって、第115号布達は明治6年8月28日文部省三等出仕正五位田中不二麿によって、人相書は明治6年8月に長野縣七等出仕大久保利貞によってそれぞれ出されたもの。最初のページ右上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用版 書林 信州長野東横町 松木喜右衛門」とある。</p>		(1冊)	9999A07-7-15
<p>(人相書、第百三十五號布達) 人相書は明治6年8月25日司法大輔福岡孝弟代理三等出仕樺山資綱によって、第135号布達は明治6年8月22日に司法大輔福岡孝弟によってそれぞれ出されたもの。最初のページ右上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用版 書林 信州長野東横町 松木喜右衛門」とある。</p>	明治6年8月	(1冊)	9999A07-7-16

(第七號布告、第八號・第九號・第拾號布達) 工部大輔山尾庸三 第7号布告は明治6年8月29日に、第8号布達は明治6年8月30日に、第9号布達は明治6年9月2日に、第10号布達は明治6年9月3日にそれぞれ出されたもの。最初のページ右上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用版 書林 信州長野東横町 松木喜右衛門」とある。	明治6年	(1冊)	9999A07-7-17
(第三百廿三號・第三百廿四號・三百二十五號・第三百二十七號・第三百二十八號布告、第十二号・第十三号布達) 第323号布告は明治6年9月19日太政大臣三條實美によって、第324号布告は明治6年9月20日太政大臣三條實美によって、第325号布告は明治6年9月22日太政大臣三條實美によって、第327号布告は明治6年9月23日太政大臣三條實美によって、第328号布告は明治6年9月24日太政大臣三條實美によって、第12・13号布達は明治6年9月22日工部大輔山尾庸三によってそれぞれ出されたもの。最初のページ右上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用版 書林 長野東横町 松木喜右衛門」とある。	明治6年9月	(1冊)	9999A07-7-18
(三章ノ教憲ヲ體シ別紙講録三題之内録識シ縣下中教院建設假事務所エ可差出候事ニ付) 長野縣參事榑崎寛直 最初のページ右上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用版 御書物所 岩下伴五郎」とある。	明治6年10月	(1冊)	9999A07-7-19
(三百廿號布告、第二百二十三號・第百三拾貳號布達、人相書) 第320号布告は明治6年9月18日太政大臣三條實美によって、第123号布達は明治6年9月20日文部省三等出仕正五位田中不二麿によって、第132号布達は明治6年9月19日大藏事務總裁參議大隈重信によって、人相書は明治6年9月長野縣參事榑崎寛直によって出されたもの。最初のページ右上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用版 書林 長野東横町 松木喜右衛門」とある。	明治6年9月	(1冊)	9999A07-7-20
(第三百一號布告中正誤、第三百四十四號・第三百四十六號布告) 太政大臣三條實美 第301号布告中正誤は明治6年10月13日に、第344・346号布告は明治6年10月14日にそれぞれ出されている。最初のページに朱印が押されている。	明治6年10月	(1冊)	9999A07-7-21
測量技術通學生規則(第十四號布達) 工部大輔山尾庸三	明治6年10月14日	(1冊)	9999A07-7-22
第拾五號布達(本年当省第十二号布達ニ付加筆布達) 工部大輔山尾庸三 奥付には「長野縣御用版 書林 長野東横町 松木喜右衛門」とある。	明治6年10月15日	(1枚)	9999A07-7-23
(官令新誌 1308-1～22括り紐一括)			
両仮名附官令新誌第八号(明治九年) 東京萬世橋外神田花房町貳番地報告社(印) 表紙に朱印「山田」あり	明治9年8月	半・1冊	1308-1
両仮名附官令新誌第九号(明治九年) 東京本郷元町壱丁目七十貳番地堀端報告社(印) 表紙に朱印「山田」あり	明治9年9月	半・1冊	1308-2
両仮名附官令新誌第十一号(明治九年) 東京本郷元町壱丁目七十貳番地堀端報告社(印) 表紙に朱印「山田」あり	明治9年11月30日	半・1冊	1308-3
両仮名附官令新誌第十二号(明治九年) 東京本郷元町壱丁目七十貳番地堀端報告社(印) 表紙に朱印「山田」	明治9年12月30日	半・1冊	1308-4
對合官令新誌第五号(明治十年) 東京本郷元町壱丁目七十貳番地報告社(印)	明治10年5月30日	半・1冊	1308-5
對合官令新誌第十二号(明治十年) 東京三十間堀一丁目十一番地報告社(印)	明治10年12月30日	半・1冊	1308-6
對合官令新誌第壹号(明治十一年) 東京三十間堀一丁目十一番地報告社(印) 表紙に朱印「山田」	明治11年1月30日	半・1冊	1308-7

近代の役職／書籍

對合官令新誌第貳号(明治十一年) 東京三十間堀一丁目十一番地報告社(印) 表紙に朱印「山田」	明治11年2月28日	半・1冊	1308-8
對合官令新誌第三号(明治十一年) 東京三十間堀一丁目十一番地報告社(印) 表紙に朱印「山田」	明治11年3月31日	半・1冊	1308-9
對合官令新誌第四号(明治十一年) 東京三十間堀一丁目十一番地報告社(印) 表紙に朱印「山田」	明治11年4月30日	半・1冊	1308-10
對合官令新誌第六号(明治十一年) 東京三十間堀一丁目十一番地報告社(印) 表紙に朱印「山田」	明治11年6月30日	半・1冊	1308-11
對合官令新誌第七号(明治十一年) 東京三十間堀一丁目十一番地報告社(印)	明治11年7月30日	半・1冊	1308-12
對合官令新誌第八号(明治十一年) 東京三十間堀一丁目十一番地報告社(印)	明治11年8月31日	半・1冊	1308-13
對合官令新誌第九号(明治十一年) 東京三十間堀一丁目十一番地報告社(印)	明治11年9月30日	半・1冊	1308-14
官令新誌第四号(明治十二年) 東京京橋区瀧山町四番地報告社(印) 表紙に朱印「山田」	明治12年4月30日	半・1冊	1308-15
官令新誌第六号(明治十二年) 東京京橋区瀧山町四番地報告社(印)	明治12年6月30日	半・1冊	1308-16
官令新誌第七号(明治十二年) 東京京橋区瀧山町四番地報告社(印)	明治12年7月31日	半・1冊	1308-17
官令新誌第八号(明治十二年) 東京京橋区瀧山町四番地報告社(印) 表紙に朱印「山田」	明治12年8月31日	半・1冊	1308-18
官令新誌第九号(明治十二年) 東京京橋区瀧山町四番地報告社(印) 表紙に朱印「山田」	明治12年9月30日	半・1冊	1308-19
官令新誌第十号(明治十二年) 東京京橋区瀧山町四番地報告社(印) 表紙に朱印「山田」	明治12年10月31日	半・1冊	1308-20
官令新誌第十二号(明治十二年) 東京京橋区瀧山町四番地報告社(印) 表紙に朱印「山田」	明治12年12月31日	半・1冊	1308-21
官令新誌第十一号(明治十二年) 東京京橋区瀧山町四番地報告社(印) 表紙に朱印「山田」	明治12年11月30日	半・1冊	1308-22
官令新誌第二号(明治十三年) 1304-1~23 括り紐一括、括り紐付け札「シナノ山田庄左衛門文書 官令新誌明治十三年第一号欠二~十まで九冊 明治十四年第三、五、八、十号欠八冊 同十五年第一~六号(以下欠)六冊」(元史料館調査時) 報告社(印) 表紙に朱印「山田」	明治13年2月29日	半・1冊	1304-1
官令新誌第三号(明治十三年) 報告社(印) 表紙に朱印「山田」	明治13年3月31日	半・1冊	1304-2
官令新誌第四号(明治十三年) 報告社(印)	明治13年4月30日	半・1冊	1304-3
官令新誌第五号(明治十三年) 報告社(印)	明治13年5月31日	半・1冊	1304-4
官令新誌第六号(明治十三年) 報告社(印)	明治13年6月30日	半・1冊	1304-5
官令新誌第七号(明治十三年) 報告社(印)	明治13年7月31日	半・1冊	1304-6
官令新誌第八号(明治十三年) 報告社(印)	明治13年8月31日	半・1冊	1304-7
官令新誌第九号(明治十三年) 報告社(印)	明治13年9月30日	半・1冊	1304-8
官令新誌第十号(明治十三年) 報告社(印)	明治13年10月31日	半・1冊	1304-9
官令新誌第一号(明治十四年) 報告社(印)	明治14年1月31日	半・1冊	1304-10

官令新誌第二号(明治十四年) 報告社(印)	明治14年2月28日	半・1冊	1304-11
官令新誌第四号(明治十四年) 報告社(印)	明治14年4月30日	半・1冊	1304-12
官令新誌第六号(明治十四年) 報告社(印)	明治14年6月30日	半・1冊	1304-13
官令新誌第七号(明治十四年) 報告社(印)	明治14年7月31日	半・1冊	1304-14
官令新誌第九号(明治十四年) 報告社(印)	明治14年9月30日	半・1冊	1304-15
官令新誌第十一号(明治十四年) 報告社(印)	明治14年11月30日	半・1冊	1304-16
官令新誌第十二号(明治十四年) 報告社(印)	明治14年12月31日	半・1冊	1304-17
官令新誌第一号(明治十五年) 報告社(印)	明治15年1月31日	半・1冊	1304-18
官令新誌第二号(明治十五年) 報告社(印)	明治15年2月28日	半・1冊	1304-19
官令新誌第三号(明治十五年) 報告社(印)	明治15年3月31日	半・1冊	1304-20
官令新誌第四号(明治十五年) 報告社(印)	明治15年4月30日	半・1冊	1304-21
官令新誌第五号(明治十五年) 報告社(印)	明治15年5月31日	半・1冊	1304-22
官令新誌第六号(明治十五年) 報告社(印)	明治15年6月30日	半・1冊	1304-23
(布告・布達など 1306-1~2括り紐一括、付け札剥がれ)			
明治十年太政官布告 付け札「明治十年、十一年太政官布告二冊」		半・1冊	1306-1
明治十一年太政官布告		半・1冊	1306-2
明治八年太政官布告 1307-1~6括り紐一括		半・1冊	1307-1
自明治八年至十年文部省報告		半・1冊	1307-2
自明治八年至十一年大蔵省布達		半・1冊	1307-3
自明治八年至同十一年工部省布達		半・1冊	1307-4
明治八年日本帝国郵便規則及罰則 駅通寮		半・1冊	1307-5
明治十年郵便規則 表紙に朱印「山田」あり		半・1冊	1307-6
暦 すべて印刷物。		2点	9999A12-3-5-0
明治九年太陽略暦 東京頒曆商社中弘曆者 相田徳兵衛 表紙右上に朱印が押されている。		1冊	9999A12-3-5-1
明治九年太陽略暦 後欠。表紙右上に朱印が押されている。		1冊	9999A12-3-5-2
(長野県関係区長時期の書籍類 史料館板目表紙。すべて印刷物。製本されたもの70点、バラ80点、合計150点、紐3括りとバラの状態)		12綴、3冊	9999A10-9-0
區畫改正條例 表紙に部分に朱印が押されている。910-9-1~910-9-56紐で一括りされている。		1冊	9999A10-9-1
長野縣臨時縣會議事録 明治22年12月3日~9日の議事録。後半部分多少破損。	明治22年	1冊	9999A10-9-2
長野縣常置委員會決議録 明治22年6月26日の決議録。	明治22年	1冊	9999A10-9-3
長野縣常置委員會決議録 明治22年4月15日の決議録。	明治22年	1冊	9999A10-9-4
長野縣常置委員會議事録 明治22年4月15日の議事録。	明治22年	1冊	9999A10-9-5
長野縣常置委員會議事録 明治22年6月26日の議事録。	明治22年	1冊	9999A10-9-6

近代の役職／書籍

長野縣常置委員會議事録 明治22年7月の決議録。	明治22年	1冊	9999A10-9-7
長野縣常置委員會議事録 明治22年7月の議事録。虫損により910-9-9とくっついている。	明治22年	1冊	9999A10-9-8
長野縣常置委員會議事録 明治22年8月13日の決議録。	明治22年	1冊	9999A10-9-9
長野縣常置委員會議事録 明治22年8月13日の議事録。	明治22年	1冊	9999A10-9-10
長野縣臨時縣會議事録 明治22年11月の決議録。雑収入科目追加ノ件、歛損金補填ノ件、土木費追加ノ件。	明治22年	1冊	9999A10-9-11
長野縣臨時縣會議事録 明治21年12月の決議録。	明治22年	1冊	9999A10-9-12
長野縣第十二回通常縣會議事録 明治22年12月の決議録。長野活版社印刷。	明治22年	1冊	9999A10-9-13
長野縣臨時縣會議事録 明治22年12月の決議録。土木費追加ノ件、監獄費追加ノ件、第四・六路線費追加ノ件、第三線路工事着手諮問、寄附物使用ノ件。	明治22年	1冊	9999A10-9-14
長野縣縣會日誌 第十三號 明治10年6月の日誌。表紙右上に「五」と墨書あり。同じく表紙右上に「六月十四日渡り」と鉛筆書きあり。長野縣縣會議場鋪設之圖付き。	明治10年	1冊	9999A10-9-15
長野縣縣會日誌 第十五號		1冊	9999A10-9-16
長野縣縣會日誌 第二十號 明治11年3月の日誌。表紙右上に「日老」、右下に「山田」と墨書あり。表紙に破損部分あり。910-9-17～910-9-29一つに綴られている。	明治11年	1冊	9999A10-9-17
長野縣縣會日誌 第貳拾壹號 表紙右上に「日ノ式」、右下に「山田」と墨書あり。左上に「日ノ式」と鉛筆書きあり。910-9-17～910-9-29一つに綴られている。		1冊	9999A10-9-18
長野縣縣會日誌 第貳拾貳號 表紙右上に「日ノ三」、右下に「山田」と墨書あり。左上に「日ノ參」と鉛筆書きあり。910-9-17～910-9-29一つに綴られている。		1冊	9999A10-9-19
長野縣縣會日誌 第二十三號 表紙左上に「日ノ四」と墨書あり。910-9-17～910-9-29一つに綴られている。		1冊	9999A10-9-20
長野縣縣會日誌 第貳拾四號 表紙左上に「日ノ五」と墨書あり。910-9-17～910-9-29一つに綴られている。		1冊	9999A10-9-21
長野縣縣會日誌 第廿五號 表紙左上に「日ノ六」と墨書あり。910-9-17～910-9-29一つに綴られている。		1冊	9999A10-9-22
長野縣縣會日誌 第貳拾六號 表紙右上に「山田」と鉛筆書きあり。左上に「日ノ七」と墨書あり。910-9-17～910-9-29一つに綴られている。		1冊	9999A10-9-23
長野縣縣會日誌 第貳拾七號 表紙右下に「山田」、左上に「日ノ八」と墨書あり。910-9-17～910-9-29一つに綴られている。		1冊	9999A10-9-24
長野縣縣會日誌 第廿八號 表紙左上に「日ノ九」と墨書あり。910-9-17～910-9-29一つに綴られている。		1冊	9999A10-9-25
長野縣縣會日誌 第貳拾九號 表紙右下に「山田」、左上に「日ノ拾」と墨書あり。910-9-17～910-9-29一つに綴られている。		1冊	9999A10-9-26
長野縣縣會日誌 第三拾號 表紙左上に「日ノ拾」と朱書きあり。910-9-17～910-9-29一つに綴られている。		1冊	9999A10-9-27
長野縣縣會日誌 第三拾壹號 表紙左上に「日ノ十一」と墨書あり。後半部分虫損でくっついている箇所あり。910-9-17～910-9-29一つに綴られている。		1冊	9999A10-9-28

長野縣縣會日誌 第三十壹號附録 虫損で一部くつついている。910-9-17～910-9-29一つに綴られている。	1冊	9999A10-9-29
長野縣縣會日誌 第三十壹號 910-9-28と同じ物。910-9-30～910-9-33一つにまとめられている。	1冊	9999A10-9-30
長野縣縣會日誌 第三十壹號附録 910-9-29と同じ物。910-9-30～910-9-33一つにまとめられている。	1冊	9999A10-9-31
長野縣々會日誌 第二十一號附録 910-9-32～910-9-33一つに綴られている。910-9-30～910-9-33一つにまとめられている。	1冊	9999A10-9-32
民費課賦方法議問 910-9-32～910-9-33一つに綴られている。910-9-30～910-9-33一つにまとめられている。	1冊	9999A10-9-33
長野縣々會日誌 第十四號 表紙右上に「六月十七日渡り」と墨書あり。同じく右上に「山田」の朱印が押されている。後半部分のページ表記がおかしくなっている(別の物も混在か)。	1冊	9999A10-9-34
長野縣々會日誌 第二十一號附録 910-9-32と同じ物。910-9-35～910-9-36一つに綴られている。	1冊	9999A10-9-35
民費課賦方法議問 910-9-33と同じ物。910-9-35～910-9-36一つに綴られている。	1冊	9999A10-9-36
長野縣縣會日誌 第十三號 明治10年6月の日誌。910-9-15と同じ物。表紙右上に「破損」日渡り」と鉛筆書きあり。同じく右上に「四」と墨書あり。右下に「北十九大区傍聴人」と鉛筆書きあり。長野縣縣會議場鋪設之圖付き。虫損により910-9-37と910-9-38がくつついている。	1冊	9999A10-9-37
	明治10年	
長野縣々會日誌 第十四號 910-9-34と同じ物。表紙右上に「六月十七日渡り」と墨書あり。同じく右上に「山田」の朱印が押されている。右下に「北十九大区傍聴人」と墨書あり。虫損により910-9-37と910-9-38がくつついている。	1冊	9999A10-9-38
長野縣々會日誌 第十五號 910-9-16と同じ物。表紙右上に「六月二十一日渡り」、右下に「北十九大区傍聴人」と墨書あり。	1冊	9999A10-9-39
長野縣縣會日誌 第十七號	1冊	9999A10-9-40
長野縣縣會日誌 第十八號	1冊	9999A10-9-41
長野縣縣會日誌 第拾九號 910-9-43が後ろに貼られている。	1冊	9999A10-9-42
長野縣縣會日誌 第拾九號附録 910-9-42の後ろに貼られている。	1枚	9999A10-9-43
長野縣縣會日誌 第十六號 一番最初一枚が破損し分離している。	1冊	9999A10-9-44
長野縣縣會日誌 第十三號 910-9-37と同じ物だが表紙がない。910-9-45～910-9-51一つに綴られている。	1冊	9999A10-9-45
長野縣々會日誌 第十五號 910-9-39と同じ物。910-9-45～910-9-51一つに綴られている。	1冊	9999A10-9-46
長野縣縣會日誌 第十六號 910-9-44と同じ物。所々虫損でページがめくれない。910-9-45～910-9-51一つに綴られている。	1冊	9999A10-9-47
長野縣縣會日誌 第十七號 910-9-40と同じ物。910-9-45～910-9-51一つに綴られている。	1冊	9999A10-9-48
長野縣縣會日誌 第十八號 910-9-41と同じ物。910-9-45～	1冊	9999A10-9-49

近代の役職／書籍

910-9-51一つに綴られている。			
長野縣縣會日誌 第拾九號 910-9-42と同じ物。910-9-45～910-9-51一つに綴られている。		1冊	9999A10-9-50
成議案 910-9-45～910-9-51一つに綴られている。		1冊	9999A10-9-51
長野縣々會議事細則 明治21年3月29日改正、同23年3月28日修正。長野横町松木活版所印刷。左上部分破損。		1冊	9999A10-9-52
長野縣第十一回通常會議事録 乾 明治21年11月の議事録。第1号～10号までが一冊になっている。	明治21年	1冊	9999A10-9-53
長野縣第十一回通常會議事録 坤 明治21年11月の議事録。第11号～22号までが一冊になっている。	明治21年	1冊	9999A10-9-54
長野縣第拾二回通常縣會議事録 乾 明治22年11月2日～18日の議事録。表紙右下に「山田」の朱印が押されている。	明治22年	1冊	9999A10-9-55
長野縣臨時縣會議事録 明治21年12月の議事録。	明治21年	1冊	9999A10-9-56
官省指令分類彙纂 第壹號 東京烏居坂九番地寄留 清水貞四郎編集 訴訟部 勸解裁判ノ事、代言人規則ノ事、訴訟用野紙規則ノ事。表紙左下に「山田」の朱印ともう一つ朱印が押されている。出版人東京日本橋呉服町拾二番地坂上七七。定價7錢5厘。910-9-57～910-9-69紐で一括りされている。	明治9年5月10日	1冊	9999A10-9-57
第六大學區長野縣下小學生徒等級表 明治9年8月調査。第14中學區～第20中學區の表。表紙右上に「十年七月一日入」と朱書きあり。910-9-58と910-9-59は紐で一括りされている。		1冊	9999A10-9-58
第六大學區長野縣管下小學生徒等級表 明治10年12月調査。第14番中學區～第20番中學區の表。表紙右上に「北第拾九大区□」と朱書きあり。一部破損あり。一部剝離あり。910-9-58と910-9-59は紐で一括りされている。		1冊	9999A10-9-59
各郡編制之下問 表紙右上に「表」と鉛筆書きあり。右下に「山田」の朱印が押されている。所々鉛筆による訂正・書き込みあり。910-9-60と910-9-61は綴られている。		1冊	9999A10-9-60
戸長配置ノ下問 910-9-60と910-9-61は綴られている。		1冊	9999A10-9-61
病院開設ノ議問 表紙右上に「六月十八日渡り」「八」と墨書あり。右下に朱印が押されている。		1冊	9999A10-9-62
警察増員ノ議問 表紙右上に「六月十九日」と墨書あり。右下に「山田」と墨書あり。		(3枚1括)	9999A10-9-63
區會開設ノ議問 表紙右上に「六月十五日渡り」「五」と墨書あり。右下に「北十九大区傍聽人」と墨書あり。		1冊	9999A10-9-64
警察員ノ議問 910-9-63と同じ物。		(3枚1括)	9999A10-9-65
病院開設ノ議問 910-9-62と同じ物。表紙右上に「六月十八日渡り」と墨書あり。右下に「北十九区傍聽人」と墨書あり。		1冊	9999A10-9-66
明治十年乙第七拾七號布達 區會要領 長野縣 表紙右上「九月九日受」と墨書あり。910-9-67～910-9-69一つに綴られている。		1冊	9999A10-9-67
(乙第七拾八號布達) 長野縣權令榑崎寬直 表紙右に「十年九月二日受」と朱書きあり。右下に朱印が押されている。910-9-67～910-9-69一つに綴られている。	明治10年	1枚	9999A10-9-68
明治十年乙第七拾八號布達 議員選舉規則 長野縣		1冊	9999A10-9-69

墨書・朱書きの書き込みのある一紙が表紙に貼られている。910-9-67～910-9-69一つに綴られている。			
成議案 長野縣北第拾九大區	明治11年2月	1冊	9999A10-9-70
長野縣北第拾九大區區會日誌 長野縣北第十九大區々會議場舗設之圖付き。	明治11年2月	1冊	9999A10-9-71
成議案 長野縣北第廿六大區 表紙右上に「二十六大區」と墨書あり。910-9-72と910-9-73は一つに綴られている。	明治11年2月	1冊	9999A10-9-72
成議案 長野縣北第廿六大區 910-9-72と910-9-73は一つに綴られている。	明治11年2月	1冊	9999A10-9-73
成議案 長野縣北第拾七大區 表紙右上に「十七大區」と墨書あり。	明治11年2月	1冊	9999A10-9-74
長野縣北第拾七大區區會日誌 表紙右上に「十七大區」と墨書あり。長野縣第十七大區々會議場舗設之圖付き。	明治11年2月	1冊	9999A10-9-75
成議案 長野縣北第拾九大區 910-9-70と同じ物。表紙右上に「十一年區會成議案」と墨書あり。右下に「本區」と墨書あり。上に「小学校方法」と墨書あり。	明治11年2月	1冊	9999A10-9-76
成議案		1冊	9999A10-9-77
成議案 910-9-77と同じ物。		1冊	9999A10-9-78
成議案 910-9-77と同じ物。		1冊	9999A10-9-79
明治十一年乙第貳號布達 會議規則 長野縣 表紙右上に「十一年一月十九日受」と墨書あり。左下に「山田」の朱印が押されている。910-9-80と910-9-81は一つに綴られている。910-9-80～910-9-89紐で一括りになっている。		1冊	9999A10-9-80
明治十年乙第七拾七號布達 區會要領 長野縣 表紙右上に「二月一日受」と墨書あり。15ページ目が取れてしまっている。910-9-80と910-9-81は一つに綴られている。		1冊	9999A10-9-81
明治十一年乙第貳號布達 會議規則 長野縣 910-9-80と同じ物。前半部分虫損がひどい。		1冊	9999A10-9-82
明治十一年乙第貳號布達 會議規則 長野縣 910-9-80と同じ物。		1冊	9999A10-9-83
明治十一年乙第貳號布達 會議規則 長野縣 910-9-80と同じ物。		1冊	9999A10-9-84
明治十一年乙第貳號布達 會議規則 長野縣 910-9-80と同じ物。		1冊	9999A10-9-85
明治十一年乙第貳號布達 會議規則 長野縣 910-9-80と同じ物。一部虫損がひどい。		1冊	9999A10-9-86
明治十一年乙第貳號布達 會議規則 長野縣 910-9-80と同じ物。		1冊	9999A10-9-87
明治十一年乙第貳號布達 會議規則 長野縣 910-9-80と同じ物。		1冊	9999A10-9-88
明治十一年乙第貳號布達 會議規則 長野縣 910-9-80と同じ物。		1冊	9999A10-9-89
長野縣北第拾九大區區會日誌 910-9-71と同じ物。表紙右上に「十一年區會日誌」と墨書あり。右下に「本區」と墨書あり。上に「小学校方法下問」と墨書あり。長野縣北第十九大區々會議場舗設之圖付き。	明治11年2月	1冊	9999A10-9-90
長野縣北第廿六大區々會日誌 表紙右上に「二十六大區」	明治11年2月	1冊	9999A10-9-91

近代の役職／書籍

と墨書あり。長野縣北第二十六大區々會議場舗設之圖付き。			
小學校資出途方法學齡就學方法成議案 長野縣北第拾八大區 表紙右上に「十八大区」と墨書あり。	明治11年2月	1冊	9999A10-9-92
小學校維持方法及學齡就學方法成議案 長野縣北第貳拾大区 表紙右上に「第二十大区」と墨書あり。	明治11年2月	1冊	9999A10-9-93
臨時區會答議按日誌 長野縣北第十五大区 表紙右上に「十五大区」と墨書あり。答議按と議場日誌に分かれている。	明治11年2月	1冊	9999A10-9-94
長野縣北第廿大区臨時區會日誌 表紙右上に「第二十大区」と墨書あり。	明治11年2月	1冊	9999A10-9-95
(乙第五號布達) 長野縣權令榑崎寛直	明治11年 1月16日	(4枚1括)	9999A10-9-96
(乙第五號布達) 長野縣權令榑崎寛直 910-9-96と同じ物。	明治11年 1月16日	(4枚1括)	9999A10-9-97
(乙第五號布達) 長野縣權令榑崎寛直 910-9-96と同じ物。	明治11年 1月16日	(4枚1括)	9999A10-9-98
(乙第五號布達) 長野縣權令榑崎寛直 910-9-96と同じ物。	明治11年 1月16日	(4枚1括)	9999A10-9-99
明治二十一年長野縣統計書 全 長野縣第一部庶務課 奥付には「長野縣藏版 印刷所 長野東横町八百五十七番地 松木活版所」とある。	明治23年9月15日出版	1冊	9999A07-7-24
参考書(會議日等書上) 3ページ目が取れている。		1冊	9999A10-9-100
(印刷物断簡)		1枚	9999A10-9-101
區會開設ノ議問 表紙右上に「六月十五日渡り」「六」と墨書あり。右下に朱印が押されている。		1冊	9999A10-9-102
長野縣北第十八大区區會日誌 表紙右上に「十八大区」と墨書あり。	明治11年2月	1冊	9999A10-9-103
東京臨時府會紀事 第二號附録		1冊	9999A10-9-104
凶荒豫備ノ議問 表紙右上に「壺ノ上」と墨書あり。「山田」の朱印が押されている。右下に「北第十九区傍聽人」と墨書あり。910-9-105と910-9-106は一つに綴られている。		1冊	9999A10-9-105
凶荒豫備方法議案 表紙右上に「山田」の朱印が押されている。右下に「北十九大区傍聽人」と墨書あり。910-9-105と910-9-106は一つに綴られている。		1冊	9999A10-9-106
凶荒豫備ノ議問 910-9-105と同じ物。表紙右上に「壺ノ下」、「弍」、「六月十日渡り」と墨書あり。ただし「壺ノ下」は線が引かれ消されている。右下に朱印が押されている。910-9-107と910-9-108は一つに綴られている。		1冊	9999A10-9-107
凶荒豫備方法議案 910-9-106と同じ物。表紙右上に「六月十日渡り」と墨書あり。右下に朱印が押されている。910-9-107と910-9-108は一つに綴られている。		1冊	9999A10-9-108
縣會議員選舉法ノ議問 表紙右上に「弍」と墨書あり。「山田」の朱印が押されている。右下に「北十九大区傍聽人」と墨書あり。910-9-109と910-9-110は一つに綴られている。		1冊	9999A10-9-109
議員公選規則 表紙右上に「六月十四日渡り」、「七」の墨書あり。右下に「北十九大区傍聽人」と墨書あり。910-9-109と910-9-110は一つに綴られている。		1冊	9999A10-9-110
縣會議員選舉法ノ議問 910-9-109と同じ物。表紙右上に		1冊	9999A10-9-111

「三」、v六月十日渡り」と墨書あり。右下に朱印が押されている。最後のページ第七條の所にも朱印が押されている。所々鉛筆で訂正・書き込みがあり。910-9-111と910-9-112は一つに綴られている。			
議員公選規則 910-9-110と同じ物。表紙右上に「七ノ上」と墨書あり。右下に朱印が押されている。裏表紙の他所々に鉛筆で訂正・書き込みがあり。910-9-111と910-9-112は一つに綴られている。	1冊		9999A10-9-112
風儀上ノ取締ヲ立ルノ議問 表紙右上に「六月十三日渡り」、「四」と鉛筆書きあり。右下に朱印が押されている。910-9-113と910-9-114は一つに綴られている。	1冊		9999A10-9-113
風儀上ノ取締ヲ立ルノ議案 表紙右上に「六月十三日渡り」、「五」と鉛筆書きあり。右下に朱印が押されている。910-9-113と910-9-114は一つに綴られている。	1冊		9999A10-9-114
小學校資出途方法議按・學齡就學方按 表紙右上に「二月十日議事掛ヨリ心得ノタメニ廻ル北第二十三大区ノ議案」と墨書あり。	1冊		9999A10-9-115
(丙第三十五號達) 長野縣權令榑崎寛直→各區々戸長 1枚目右下に「山田」の朱印が押されている。	明治10年6月7日	(2枚1括)	9999A10-9-116
(印刷物断簡) 17~20、21~24、37~40ページの3枚。		(3枚1括)	9999A10-9-117
議員並傍聽人參場心得 長野縣議事掛 表紙右上に「壱ノ下」と墨書あり。「山田」の朱印が押されている。右下に「北十九大区傍聽人」と墨書あり。	明治10年6月	1冊	9999A10-9-118
議員並傍聽人參場心得 長野縣議事掛 表紙右上に「壱」、「六月十日渡り」と墨書あり。右下に朱印が押されている。	明治10年6月	1冊	9999A10-9-119
凶荒豫備方法議案 910-9-106と同じ物。		1冊	9999A10-9-120
警察増員ノ議問・警察増員ノ議案		(3枚1括)	9999A10-9-121
違註違條例(第二百五十六號布告) 太政大臣三條實美 最初のページ上に朱印が押されている。左下に「山田」の朱印が押されている。奥付には「長野縣御用板 御書物所 岩下伴五郎」とある。910-9-122~910-9-127一冊に製本されている。製本された表紙に朱印が押されている。	明治6年7月19日	(1冊)	9999A10-9-122
日本坑法(第二百五十九號布告) 太政大臣三條實美 最初のページ左上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用板 御書物所 岩下伴五郎」とある。	明治6年7月20日	(1冊)	9999A10-9-123
(第二百四十五號、第二百四十六號、第二百四十八號、第二百四十九號、第二百五十號布告) 太政大臣三條實美 第245号は明治6年7月14日、第246号は明治6年7月15日、第248・249・250号は明治6年7月17日に出されたもの。最初のページ右上に朱印が押してある。奥付には「長野縣御用板 書肆 岩下伴五郎」とある。	明治6年7月	(1冊)	9999A10-9-124
(第百十号人相書及び手配書) 司法大輔福岡孝弟 奥付には「長野縣御用板 書肆 岩下伴五郎」とある。	明治6年7月	(1枚)	9999A10-9-125
(第二百六十七號、第二百六十八號、第二百六十九號、第二百七十號布告) 太政大臣三條實美 第267・269・270号は明治6年7月24日、第268号は明治6年7月25日に出されたもの。最初のページ右上に朱印が押されている。	明治6年7月	(1冊)	9999A10-9-126
女工場略則 工部大輔山尾庸三 表紙右上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用板 書肆 岩下伴五郎」とある。	明治6年7月	(1冊)	9999A10-9-127

(第二百九十二號、第二百九十三號、第二百九十四號、第二百九十六號、第二百九十七號、第二百九十八號、第二百九十九號布告) 太政大臣三條實美 第292・293号は明治6年8月9日、第294号は明治6年8月10日、第296・297・298・299号は明治6年8月12日にされたもの。最初のページ右上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用板 御書物所 岩下伴五郎」とある。910-9-128～910-9-142一冊に製本されている。製本された表紙に朱印が押されている。	明治6年8月	(1冊)	9999A10-9-128
鐵道貨物運送補則並賃銭表(第三百十六號布告) 太政大臣三條實美 表紙左上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用板 御書物所 岩下伴五郎」とある。	明治6年9月13日	(1冊)	9999A10-9-129
鐵道貨物運送補則條中改正並追加 奥付には「長野縣御用板 御書物所 岩下伴五郎」とある。		(1冊)	9999A10-9-130
(第三百三號・三百四號・三百六號・三百十二號布告、第百十一號・百二十六號・百三拾號布達、第六十三號定) 第303・304号布告は明治6年8月20日に太政大臣代理參議後藤象二郎、參議江藤新平によって出されたもの。第306号布告は明治6年8月23日に太政大臣代理參議大隈重信、參議後藤象次郎に出されたもの。明治6年9月7日太政大臣三條實美によって出されたもの。第111号布達は明治6年8月19日文部省三等出仕正五位田中不二磨によって諸府縣へ出されたもの。第126号布達は明治6年8月27日に大藏省事務總裁參議大隈重信によって府縣へ出されたもの。第130号布達は明治6年9月5日に大藏省事務總裁參議大隈重信によって府縣へ出されたもの。明治6年5月5日文部省三等出仕從五位田中不二磨によって出されたもの。最初のページ右上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用板 御書物所 岩下伴五郎」とある。	明治6年	(1冊)	9999A10-9-131
(租税金納方之儀ニ付) 長野縣參事橋崎寛直 最初のページ右上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用板 御書物所 岩下伴五郎」とある。	明治6年9月	(1枚)	9999A10-9-132
(第三百拾四號・三百拾五號・三百拾七號布告、百二十一號・百二十二號・拾壹號布達) 第314・315号布告は明治6年9月10日に太政大臣三條實美によって出されたもの。第317号布告は明治6年9月13日に太政大臣三條實美によって出されたもの。第121・122号布達は明治6年9月15日に文部省三等出仕正五位田中不二磨によって諸府縣へ出されたもの。第11号布達は明治6年9月12日工部大輔山尾庸三によって出されたもの。奥付には「長野縣御用板 御書物所 岩下伴五郎」とある。	明治6年9月	(1冊)	9999A10-9-133
第三百廿一號布告(皇子御逝去ニ付歌舞音曲等停止令) 太政大臣三條實美 最初のページ右上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用板 御書物所 岩下伴五郎」とある。	明治6年9月19日	(1枚)	9999A10-9-134
第二百七十二號布告(地租改正條例) 太政大臣三條實美 最初のページ右上に朱印が押されている。	明治6年7月28日	(1冊)	9999A10-9-135
地租改正施行規則 大藏省事務總裁參議大隈重信 最初のページ右上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用板 御書物所 岩下伴五郎」とある。	明治6年7月	(1冊)	9999A10-9-136
第三百拾八號布達(為換會社発行の金券引換ニ付布達) 大藏省事務總裁參議大隈重信→府縣 奥付には「長野縣御用板 御書物所 岩下伴五郎」とある。	明治6年10月3日	(1枚)	9999A10-9-137
外國鑛山學校教則 文部省 表紙に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用板 御書物所 岩下伴五郎」とある。	明治6年9月	(1冊)	9999A10-9-138
第二百五號布達(幼童家庭ノ教育を助けるため繪画	明治6年10月7日	(1枚)	9999A10-9-139

玩具を製造するニ付) 文部省三等出仕正五位田中不二磨 →諸府縣			
(旧松代上田兩藩札引換ニ付觸) 長野縣參事檜崎寬直 奥付には「長野縣御用板 御書物所 岩下伴五郎」とある。	明治6年10月	(1枚)	9999A10-9-140
大日本政府電信取扱規則(第三百號布告) 太政大臣三條實美 表紙左上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用板 御書物所 岩下伴五郎」とある。	明治6年6月8日13日	(1冊)	9999A10-9-141
第三百一號布告(華士族家督相續之儀ニ付布告) 太政大臣三條實美→府縣 奥付には「長野縣御用板 御書物所 岩下伴五郎」とある。	明治6年8月13日	(1枚)	9999A10-9-142
太政官日誌明治六年第四十三號(御布告書 第一百號) 最初のページ右上に朱印が押されている。右に「至同年八月」とあるが、その前の部分は綴じ目で見えない。奥付には「信州長野東横町 長野縣御用版 書林 松木喜右衛門」とある。910-9-143~910-9-150一冊に製本されている。製本された表紙に朱印が押されている。	(明治6年3月18日)	(1冊)	9999A10-9-143
(第百四號・百五號・百六號・百八號・百九號人相書及び手配書) 司法大輔福岡孝弟 第104号は明治6年6月29日、106号は明治6年6月、第105・108・109号は明治6年7月に出されている。最初のページ右上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用版 書林 長野東横町 松木喜右衛門」とある。	明治6年	(1冊)	9999A10-9-144
(第百四號・百五號・百六號・百八號・百九號人相書及び手配書) 司法大輔福岡孝弟 910-9-144と同じ物。第104号は明治6年6月29日、106号は明治6年6月、第105・108・109号は明治6年7月に出されている。最初のページ右上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用版 書林 長野東横町 松木喜右衛門」とある。	明治6年	(1冊)	9999A10-9-145
(布告、達、雛形) いくつかのものが綴られている。最初のページ右上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用版 書林 長野東横町 松木喜右衛門」とある。	明治6年7月	(1冊?)	9999A10-9-146
(第百四號・百五號・百六號・百八號・百九號人相書及び手配書) 司法大輔福岡孝弟 910-9-144と同じ物。第104号は明治6年6月29日、106号は明治6年6月、第105・108・109号は明治6年7月に出されている。最初のページ右上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用版 書林 長野東横町 松木喜右衛門」とある。	明治6年	(1冊)	9999A10-9-147
(第二百五十二號・二百五十三號・二百五十七號・二百五十八號布告、第百五・百四號布達) 第252号布告は明治6年7月17日太政大臣三條實美によって出されたもの。第253号布告は明治6年7月18日太政大臣三條實美によって出されたもの。第257・258号布告は明治6年7月20日に太政大臣三條實美によって出されたもの。第105・104号布達は明治6年7月25日に文部省三等出仕正五位田中不二磨によって諸府縣へ出されたもの。最初のページ右上に朱印が押されている。第252・253・257・258号布告、第105号布達の奥付には「長野縣御用版 書林 長野東横町 松木喜右衛門」とある。第104号布達の奥付には「長野縣御用版 書林 長野東横町 松木喜右衛門」とある。	明治6年7月	(1冊)	9999A10-9-148
(第二百七十七號・二百七十九號・二百八十五號布告、第百拾八號・百二拾一號・百二十二號・百十九號布達) 第277号布告は明治6年7月31日太政大臣三條實美によって出されたもの。第279号布告は明治6年8月2日太政大臣三條實美によって出されたもの。第285号布告は明治6年8月4日に太政大臣三條實美によって出されたもの。第118号布達は明治6年8月8日大蔵省事務總裁參議大隈重信	明治6年	(1冊)	9999A10-9-149

近代の役職／書籍

<p>によって府縣へ出されたもの。第121・119号布達は明治6年8月9日大蔵省事務總裁參議大隈重信によって府縣へ出されたもの。第122号布達は明治6年8月10日大蔵省事務總裁參議大隈重信によって府縣へ出されたもの。最初のページ右上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用版 書林 長野東横町 松木喜右衛門」とある。</p>			
<p>改訂鎮臺條例(第二百五十五號布告) 太政大臣三條實美表紙に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用版 書林 長野東横町 松木喜右衛門」とある。</p>	明治6年7月19日	(1冊)	9999A10-9-150
<p>(布達913-9-1~913-9-10一つに綴られている) すべて印刷物。</p>	明治6・7年	1綴(9点+1綴)	9999A13-9-0
<p>(達、第二百二十八號布達) 達は明治6年11月長野縣參事榑崎寛直によって、第128号布達は明治6年10月20日明治6年10月20日に文部省三等出仕正五位田中不二麿によってそれぞれ出されたもの。最初のページ右上に朱印が押されている。右に「自明治六年十一月至明治七年一月」と朱書きあり。奥付には「長野縣御用版 長野横町 松木喜右工門」とある。</p>	明治6年	1冊	9999A13-9-1
<p>(第三百六十一號・三百六十五號・三百六十六號布告、第三百一十一・百三十二號布達) 第361号布告は明治6年11月4日右大臣岩倉具視によって、第365・366号布告は明治6年11月5日右大臣岩倉具視によって、第131・132号布達は明治6年11月7日文部少輔田中不二麿によって諸府縣へそれぞれ出されたもの。最初のページ右上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用版 長野横町 松木喜右工門」とある。</p>	明治6年11月	1冊	9999A13-9-2
<p>(第三百三十七號布達、第四百六號布告、第三百三十八號・第三百三十九號布達) 第137号布達は明治6年12月4日文部少輔田中不二麿によって、第406号布告は明治6年12月8日右大臣岩倉具視によって、第138・139号布達は明治6年12月8日に文部少輔田中不二麿によってそれぞれ出されたもの。最初のページ右上に朱印が押されている。</p>	明治6年12月	1冊	9999A13-9-3
<p>(第三百九拾五號・三百九十六號・三百九十八號・四百三號・四百四號・四百五號布告、人相書) 第395号布告は明治6年11月30日右大臣岩倉具視によって、第396号布告は明治6年12月2日右大臣岩倉具視によって、第398号布告は明治6年12月3日右大臣岩倉具視によって、第403・404号布告は明治6年12月5日右大臣岩倉具視によって、第405号布告は明治6年12月7日右大臣岩倉具視によって、人相書は明治6年12月長野縣參事榑崎寛直によってそれぞれ出されたもの。最初のページ右上に朱印が押されている。奥付には「長野縣 活版所」とある。</p>	明治6年	1冊	9999A13-9-4
<p>(人相書) 長野縣參事榑崎寛直 最初のページ右上に朱印が押されている。奥付には「長野縣御用版 長野横町 松木喜右工門」とある。</p>	明治6年11月	1冊	9999A13-9-5
<p>(第四百二十九布告、布達、人相書) 第429号布告は明治6年12月27日太政大臣三條實美によって、布達は明治7年1月長野縣參事榑崎寛直によって、人相書は明治7年1月10日長野縣參事榑崎寛直によってそれぞれ出されたもの。</p>		1冊	9999A13-9-6
<p>(四百二拾五號布告、四百二拾六號達、家禄奉還ノ者へ資金被下方規則) 太政大臣三條實美→使府縣</p>	明治6年12月27日	1冊	9999A13-9-7
<p>(人相書) 長野縣參事榑崎寛直</p>	明治6年12月	1冊	9999A13-9-8
<p>(第九十號・第九十一號・第九十二號・第九十三號・第九十四號・第九十五號・第九十六號・第九十七號・第九十八號布達、第拾六號布達追加、第拾六號布達、第三百三十六號布達、達) 第</p>		1冊	9999A13-9-9